

JETRO

特許庁委託事業

特許侵害対応マニュアル

韓国編

2013年3月



第4章 裁判機関及び捜査機関の構成

1. 裁判機関

1-1 大法院

大法院は最高法院として基本権的価値を実現ないし保護して法律に関する最終的な有権解釈を通じて法秩序の確立に寄与する法的平和保障機関としての意味を有する。大法院は民事、刑事、家庭、行政、破産など全ての争訟事件の控訴審に関する最終審であり特許法院、軍事法院の判決に対する上訴審としての機能を行う。

大法院は大法院長と大法官13人で構成される。ただし、大法官により司法行政事務を担当する機関である法院行政処の長を補うようになっているので、法院行政処長である大法官1人は大法院の裁判に関与しない。

大法院の審判権は全員合議体と小部(小法廷)を通じて行使される。全員合議体は大法院長が主宰して大法官全員の3分の2以上で構成され、小部は大法官4人で構成されるが、現在3つの小部が存在する。

小部では構成員である大法官全員の意見一致によって裁判をし、全員合議体では出席過半数の意見に従って裁判をするが、もし全員合議体で意見が分かれて各意見が過半数に至らない時には原審裁判がそのまま維持される。

大法院に上告される事件の大部分は小部で審判する。しかし、小部で意見一致を見られない場合または次に該当する場合には、全員合議体で裁判する。

- ・ 命令または規則が憲法や法律に違反すると認める場合
- ・ 従前に大法院で判示した憲法・法律・命令または規則の解釈、適用に関する意見を変更する必要があると認める場合
- ・ 小部で裁判することが適当ではないと認める場合

韓国の大法院は、日本の最高裁判所と同様、いわゆる法律審であるが、法律違反や判例違反のほかに、事実問題も審理されるなど、日本の場合よりも広範囲に受理、審理がなされる傾向が強いので、注意を要する。

1-2 高等法院

高等法院は高等法院長と判事及び行政事務を管掌する事務局で構成されるが、高等法院長と部長判事の場合には、10年以上の法曹経歴が要求される。現在高等法院はソウル、釜山、大邱、光州、大田の5つ主要都市に設けられていて、地理的位置、住民の便宜、事件数などを勘案して済州と全州、清州など一部地

方法院所在地には高等法院裁判部を設けて運営している。

高等法院は i) 地方法院合議部・家庭法院合議部または行政法院の第 1 審判決・審判・決定・命令に対する控訴または抗告事件、ii) 地方法院単独判事の第 1 審判決・決定・命令に対する控訴または抗告事件として訴額が 8,000 万ウォンを超える民事訴訟事件などを審判する。

日本の場合は、特許に関する訴訟は、審決取消訴訟も侵害訴訟も知的財産高等裁判所の専属管轄となるが、韓国の場合、行政訴訟は特許法院の専属管轄となるものの、侵害訴訟は、特許法院ではなく一般高等法院において審理がなされると共に、専属管轄が設けられていないことから、出訴の際、いずれの地方法院に提起するかが重要な問題となり得る点に注意を要する(114 ページ参照)。

1-3 地方法院及び支院

地方法院は地方法院長と判事で構成されるが、現在全国の地方法院数は 18 であり、その中 5 つの地方法院がソウルに設けられている。地方法院には行政事務を管掌する事務局を有しており、地方法院の管轄区域内に支院と家庭支院、市郡法院をおくことができるようになっている。

地方法院及び支院は基本的に民事及び刑事事件を第 1 審として裁判する。第 1 審の裁判は単独判事による審判を原則とするが、以下のように特に重要だと法律が定めている次の事件などは合議部で審判する。

民事事件	訴額が 1 億ウォンを超える事件及びその訴額を算出できない事件。ただし、小切手金、約束手形金請求事件と銀行の貸与金請求事件などは訴額に関係なく単独判事が裁判する。
刑事事件	死刑・無期または短期 1 年以上の懲役または禁固に該当する事件。ただし、小切手偽造、常習暴力、常習窃盗事件などは単独判事が裁判する。

また、地方法院本院の合議部は地方法院・支院あるいは市郡法院単独判事の判決・決定・命令に対する控訴または抗告事件のうち高等法院の審判対象にならない事件を第 2 審として裁判することもあるが、このような 3 人の判事で構成される合議部を控訴部と呼び、第 1 審管轄権を有する合議部とは区別している。

日本の場合、権利紛争については、東京地裁と大阪地裁の集中管轄となるが、上述のとおり、韓国の場合、そのような集中管轄が行われていないことから、いずれの地方法院に提起するかについて注意を要する(コラム「特別裁判籍」117

ページ参照)。

1-4 特許法院

特許法院は、家庭法院や行政法院と同様の特殊法院という位置づけであり、特許審判院の審決、審判請求書の却下決定等に対する専属管轄が付与されている。

過去には特許権、実用新案権、意匠権、商標権などを巡る紛争については特許庁で審判を経た後、これを不服とする場合に直に大法院に上告して、法院での事実審が省略された構造で運営されていた。しかし、司法制度改革の一環として 1998.3.1. 高等法院と同級の特許法院が創設されることによって、現在は特許庁傘下機関となる特許審判院（韓国における特許審判院は、日本の場合と異なり、特許法上、特許庁との分離がより明確に規定されている。ちなみに日本の「特許庁審判部」は、特許庁の内部組織という位置付けである。）の審決に対する不服の訴えを特許法院が第1審として管轄し、その判決に不服がある場合には、大法院に上告できるようにして2審制で運営されている。

特許法院は、3審級構造上、高等法院級に当たり、全国を管轄する法院として、3人の判事が1つの裁判部を構成する合議部で裁判する。

一方、特許法院が管轄権を有する審決取消訴訟等は他の訴訟とは異なり、弁護士以外にも弁理士が訴訟代理できる（韓国では、日本の場合と異なり、弁理士による裁判所での侵害訴訟の訴訟代理が認められていない。）。特許法院には化学、機械、金属、生命、電気、電子工学を専攻した技術審理官（日本の裁判所調査官に相当）が特許、実用新案、意匠権事件の技術的な事項について裁判長の許可を得て裁判部とともに訴訟の審理に参画したり裁判の合議にて意見を陳述するなど、法官を補助することによって科学技術に関する裁判部の専門性を確保している。

2. 捜査機関

2-1 検察

検事は公益の代表者として犯罪捜査と公訴提起及び控訴維持に必要な事項に関する権限と犯罪捜査に関する司法警察官吏の指揮・監督権限などを持つ公益の代表者である。特許侵害罪など特許法上に規定された犯罪に対する一般的捜査権と起訴権を行使する。特許侵害を理由として特許権者やその専用実施勸者が検察庁に告訴を提起する場合、検事は自ら調査して処分することもできるが、警察に捜査指揮をして捜査させることもできる。

2-2 一般司法警察

一般司法警察は検事の指揮を受け犯罪を捜査する権限を持つ。後述する特別司法警察とは異なり、捜査の対象となる犯罪の種類に制限がないという意味で一般司法警察と言われる。一般司法警察は警察庁所属の警察と検査庁所属の警察に分かれている。警察庁は2000年7月から「警察庁サイバーテロ対応センター」を設置し、インターネットを通じた商標権、デザイン権、著作権侵害などの事件に関して全国的な捜査を行なっているが、特許侵害事件に関する捜査実績は、まだほとんどないと思われる。

2-3 特別司法警察

一般司法警察と異なり法令に定められた特定の犯罪に関してのみ捜査権を有する警察を特別司法警察という。知的財産権に関しては商標権特別司法警察(特許庁所属)、著作権特別司法警察(文化体育観光部所属)などが設置され運営されているが、特許侵害を専門に担当する特別司法警察は設けられていない。

なお、商標権特別司法警察隊の詳細については、ジェトロソウル事務所作成の「模倣品対策マニュアル」をご参照いただきたい。

[特許庁委託]
特許侵害対応マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
韓相郁（執筆）
金容甲（執筆）
宋尚燁（執筆）
金尚源（構成・編集）

[オブザーバー]
日本貿易振興機構 ソウル事務所
岩谷一臣

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2013年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2012年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。